

ボランティアセンターだより

編集・発行：社会福祉法人 越生町社会福祉協議会
越生町ボランティアセンター

令和6年2月1日発行

電話番号：049-292-2977 住所：越生町越生908-12

HP <http://www.ogose-shakyo.or.jp> E-mail info@ogose-shakyo.or.jp

令和6年1月能登半島地震災害義援金の募集について

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

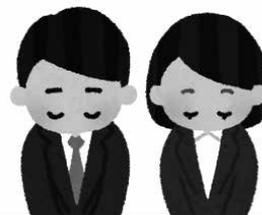
受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年3月29日（金）まで
※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。

義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162530	ふくちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126815	ふくちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会

よろしくお祈いします



※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

※りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。
みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。義援金の送金方法につきましては、直接のお振込みまたは越生町社会福祉協議会窓口でのお預かりの2種類があります。

※令和6年1月5日時点 送金先被災地…石川県、富山県

義援金の配分

送金された義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。越生町支会（越生町社会福祉協議会）を通して募金される方で、受取証（仮受領証）が必要な方は窓口にてお申し付けください。

※災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

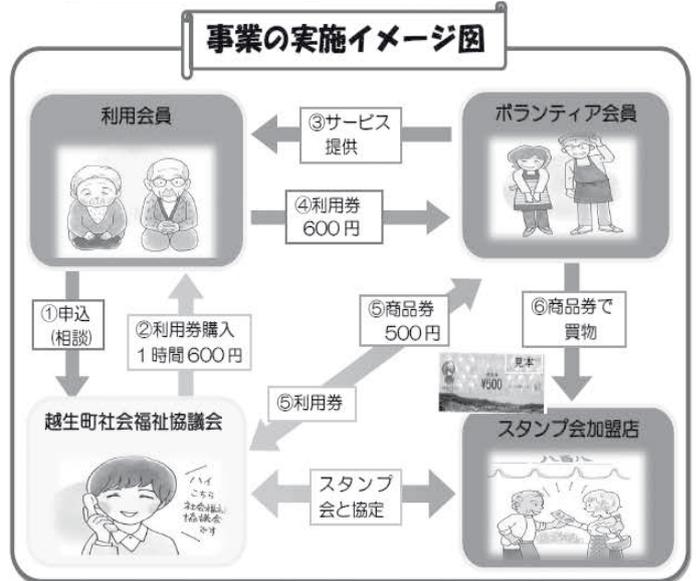
急募! ちょっとした困りごとのお手伝いをしませんか? 越生地域支え合いサービスボランティア会員大募集

「ボランティア活動に興味がある」「自分の出来る範囲で誰かの力になりたい」「空いた時間を有効活用したい」という方は、ぜひ越生地域支え合いサービスのボランティア会員として活動してみませんか?

越生地域支え合いサービスとは、高齢者の方や子育て世帯の方を対象に、掃除やゴミ出し、簡単な食事の支度、買い物のお手伝い等日常生活でのちょっとした困りごとをお手伝いするサービスです。ボランティア会員として活動していただく際には事前登録制で、どのような活動内容であればご協力いただけるかお伺いをし、ご希望



事業の実施イメージ図



内容のボランティア依頼が入り次第調整をさせていただき流れとなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、車に同乗しての外出支援を休止しておりましたが、お買い物の付き添い等、対応可能な支援を少しずつ再開させていただいている状況です。なお、実際に活動をしていただいた方には、1時間500円の越生スタンプ会商品券をお渡ししております。活動に興味がある方は、随時、社協窓口にてご案内できますので、お気軽にお問合せください。ご連絡お待ちしております。

令和6年度ボランティア活動保険加入のご案内

今年度も、地域福祉推進のためボランティア活動にご協力いただきまして誠にありがとうございました。ぜひ、令和6年度も無理のない範囲でボランティア活動にご協力いただけますと幸いです。

さて、毎年ご加入をお願いしております『ボランティア活動保険』ですが、令和6年度の加入手続きを下記日時より開始いたします。令和5年度の補償期間は3月末日をもって終了となりますので、引き続き4月1日以降も保険適用となるためには、今年度中のお手続きをお願いいたします。なお、保険加入する際に発生する保険料につきましては、今まで同様社協が全額負担させていただきますので、自己負担はございません。(自助活動や町外での活動がメインとなる場合は、補助対象外となります。)

受付開始日：3月1日(金)～

場所：越生町ボランティアセンター(越生町越生908-12社会福祉協議会内)